

太白区民まつり企画運営業務企画提案（プロポーザル）募集要項

1. プロポーザル実施の目的

本プロポーザルは、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を適切に講じ、「新しい生活様式」に対応した太白区民まつりを開催するに当たり、広く企画提案を募集し、最も適切な者を当該業務の契約候補者として選定することを目的とする。

2. 事業概要

(1) 委託業務名

太白区民まつり企画運営業務委託

(2) 発注者

太白区まちづくり推進協議会

(3) 業務目的

区民協働によるまちづくり活動の高揚を図るため、太白区における市民の総合的な交流の場となる太白区民まつりについて、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じ、企画・運営を行うもの。

(4) 業務内容

別紙、令和4年度「太白区民まつり」企画運営業務委託仕様書のとおり

(5) 委託期間

契約締結日から令和4年12月28日(水)まで

(6) 提案上限額

6,430,000円（消費税及び地方消費税込）にステージ出演者参加費収入・出店料収入・備品使用料収入・協賛金収入の見込額を加えた金額を上限とする。なお、各収入見込額についてはその妥当性が認められる範囲内とする。

3. 参加資格

本業務に応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人または法人を核とする複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

- (1) 委託事業の目的を的確に遂行するに足る能力を有するものであること。
- (2) 事業実施に当たり必要な人員体制が整っていることまたは人員体制を整えることが確実と見込まれること。
- (3) 市内に拠点をもつ事業者または市内に拠点を有する事業者を含む団体または事業者であること。
- (4) 暴力団ではないこと。暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体または事業者等ではないこと。
- (5) (4)の団体との関係を有していない団体または事業者等であること。

- (6) 宗教活動や政治活動を目的とした団体または事業者等ではないこと。
- (7) 法人税、法人市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のある法人でないこと。

4. スケジュール

(1) 企画提案募集開始	令和4年6月6日(月)
(2) 企画提案書作成等に関する質問受付期限	令和4年6月20日(月)
(3) 企画提案書作成等に関する質問への回答期限	令和4年6月22日(水)
(4) 参加申し込み期限及び企画提案書の提出期限	令和4年6月27日(月) 午前10時まで
(5) 企画提案書のプレゼンテーション及び審査	令和4年6月29日(水)
(6) 企画提案書の選考結果の通知(予定)	令和4年6月30日(木)
(7) 契約締結及び業務開始	令和4年7月上旬

5. 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり以下(1)「提出書類」に記載の書類・部数を提出すること。

(1) 提出書類

①応募申込書(様式第1号)1部

②企画提案書(任意様式)8部(正本:1部、副本:7部)

※パンフレット、写真、イメージ図等の添付可

③見積書(任意様式)8部(正本1部、副本:7部)

・宛先は「太白区まちづくり推進協議会会長」とすること。

・経費の詳細が分かるよう内訳を記載すること。

④収支予算書…1部

・イベント全体の収支計画を記載すること。

⑤市税の滞納がないことの証明書…1部

※市内に本社がある場合は、本社の所在地である区役所の税務会計課(所在地が宮城地区または秋保地区である場合は該当総合支所の税務住民課)の窓口にて申請すること。

※仙台市外に本社または本店が所在する場合は、本社または本店の所在する区・市町村が課する地方税の滞納がないことの証明も可とする。

⑥法人税、消費税など国税の納税証明書…1部

※所在地(納税地)を所轄する税務署の窓口にて請求すること。

⑦会社概要…1部

(2) 提出期限

令和4年6月27日(月)午前10時

(3) 提出場所

〒982-8601

仙台市太白区長町南3丁目1番15号太白区役所4階

太白区まちづくり推進協議会事務局 担当：佐藤、稲舟

(太白区まちづくり推進部まちづくり推進課内)

電話 022-247-1111(内線 6136,6137)

(4) 提出方法

郵送または持参による。なお、郵送による場合は、(2)の提出期限まで必着とする。持参の場合は、上記提出期限までの午前9時から午後5時まで(6月27日は午前10時まで、土日・祝休日は除く)に持参すること。

6. 質問及び回答

(1) 本プロポーザルに関し質問がある場合は、令和4年6月20日(月)午後5時までに要旨を簡潔に記載し、次の提出先宛て電子メールで質問をすること。

[提出先]

太白区まちづくり推進協議会事務局(太白区まちづくり推進課内)

担当：佐藤、稲舟

電子メールアドレス： tai015020@city.sendai.jp

なお、電子メールの件名は「太白区民まつり企画運営業務質問書(事業者名)」とすること。

(2) 質問に対する回答は、業務に直接関係する質問に対してのみ行うものとし、質問者に電子メールで回答するとともに、太白区まちづくり推進協議会ホームページに掲載する。

7. 企画提案書の作成

(1) 作成要領

- ① 企画提案書の用紙サイズはA4(縦横不問、A3折り畳み可)とし、様式や装丁は指定しない。
- ② 提案事業者名の記載はしない(なお、添付資料や見積書についても提案事業者名は記載しない)。
- ③ 仕様書及び別紙の「審査項目・基準及び配点」の内容を踏まえた企画提案を行い、企画提案書には次に挙げる事項については必ず記載すること。

ア 実施体制

イ 収支計画

ウ 広報宣伝に関する内容

- エ 当日までの準備スケジュール
- オ まちの賑わい創出に関する内容
- カ 区民（市民）・関係団体（ステージ、出店等）及び事業者の参画に関する内容
- キ 会場レイアウト
- ク 新型コロナウイルス感染症対策
 - ・基本的な感染防止対策
 - ・会場における対策
 - ・来場者向けの対策
 - ・イベント従事者向けの対策
 - ・ステージ参加者向けの対策
 - ・出店者向けの対策

8. 見積金額

見積金額は、必要となる経費を算定根拠がわかるように見積もることとし、様式は任意とする。見積書には提案事業者名を記載しないこと。消費税及び地方消費税を含むものとする。

9. 受託者の選定

(1) 受託候補者の決定方法

- ・事業者から提出された提案書をもとに、太白区まちづくり推進協議会の審査委員会において決定する。
- ・各審査委員が評価表を用いて（5）の審査項目・基準及び配点に基づき提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査・評価し、全審査委員の採点を集計した結果、合計得点が最も高い者を受託候補者として決定する。

(2) プレゼンテーションの実施日

令和4年6月29日（水）午後2時30分から（予定）

(3) プレゼンテーションの実施会場

太白区役所2階 会議室（仙台市太白区長町南3丁目1-15）

(4) プレゼンテーションの実施方法

- ① 出席者は1提案につき3名以内とする。
- ② 1応募者あたりの持ち時間は、20分以内（説明10分、質疑応答10分）とし、発注者が指示した時刻から順次、個別に行うものとする。
- ③ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は認めない。

(5) 審査項目・基準及び配点

別紙「審査項目・基準及び配点」のとおり。

※審査項目内（１）実施体制等（２）企画内容（３）新型コロナウイルス感染症対策の各小項目において、１項目でも０点があった場合は採択しない。

※全審査委員の採点の平均点が50点に満たない場合は採択しない。

(6) 審査結果

- ・審査結果は、審査終了後速やかに応募者全員に対し書面により通知する。
- ・通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して7日以内（土日・祝休日を除く。）に、書面により、選定されなかった理由についての説明を求められることができる。なお、選定されなかった理由についての説明を求められたときは、その翌日から起算して10日以内（土日・祝休日を除く。）に、書面により回答を行う。

10. 契約内容

(1) 契約形態

業務委託契約書により、発注者と受注者が業務委託契約を締結する。

(2) 予算規模

6,430,000円（消費税及び地方消費税込）にステージ出演者参加費収入・出店料収入・備品使用料収入・協賛金収入の見込額を加えた金額を上限とし、採択提案内容等を発注者と調整し、契約金額を決定する。なお、委託費は提案事業の遂行に必要な経費とし、委託内容からその妥当性が認められる範囲内とする。

(3) 契約期間

契約締結日から令和4年12月28日（水）まで

(4) 支払条件

完了払い

(5) 受託候補者決定後の協議

委託契約の締結に当たっては、最も評価の高かった提案書の内容をそのまま実施することを予め約束するものではなく、業務委託の内容の詳細について受託候補者と別途協議のうえ決定する。

(6) 内容・金額の確定

協議が整った後に、受託候補者は改めて詳細な経費を積算した見積書を提出するものとする。

(7) 契約

発注者は提案書の内容を基にして、審査により選定された受託候補者と委託内容・委託料について協議のうえ、協議等が整った後に、別途発注者が作成する業務委託仕様書に基づき、随意契約を締結する。

11. その他留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

- (2) 提出された提案書等の書類一式は、返却しない。
- (3) 応募資格要件を満たさなくなった場合及び提案書に虚偽の記載をした場合は、当該提案書を無効とする。
- (4) 受託候補者が提出した提案書の内容は、発注者と協議のうえ、提案内容の一部を変更して契約することがある。
- (5) 提出された提案書は、受託者の選定以外に提案者に無断で使用はしない。
- (6) 提出期限後の提案書の提出は認めない。また、期限後の提案書の差し替え及び再提出についても認めない。

12. 担当

太白区まちづくり推進協議会事務局 佐藤、稲舟

(太白区まちづくり推進部まちづくり推進課内)

〒982-8601 仙台市太白区長町南3丁目1番15号太白区役所4階

電話：022-247-1111(内線 6136,6137) FAX：022-249-1131

電子メールアドレス：tai015020@city.sendai.jp